

# 国民所得勘定の国際標準方式(O.E.C.D事務局案)

## はしがき

この資料は、目下世界的な規模で進行中の国民（所得）勘定国際標準方式(SNA)の抜粋、改訂のプログラムに資するためOEC.D事務局がとりまとめた提案であつて、1964年10月の欧洲統計家会議(ジュネーブ)および、12月の国連専門家会議(ニューヨーク)に提出された。

この案では新たな部門分類と、金融取引勘定の導入によつて、他の経済計算、とくに、明示的には、資金循環勘定との統合を組いとしており、(さらに、今後、詳しい付帯表の導入によつて、産業連関表との統合も意図)抜粋された勘定体系によつて、統合の理論的枠組を示している。(昭和40年1月、国民所得部)

## 目次

- A 序
- B 本文書の構成(省略)
- C 経済の部門分類
- D 基本的勘定
  - 生産勘定
  - 雇用勘定
  - 資本調整勘定
  - 金融取引勘定
  - 対外勘定
- E 各々の取引の取扱い
  - 非法人企業の取引
  - 経常的移転と資本的移転
  - 銀行の取扱い
  - 保険の取扱い
- F 標準勘定の構造
- G 基本的累計値
- 付 標準勘定の構造

## A 章

1 本文書は現在進行中の国民所得勘定国際標準方式(SNA)の再検討および改訂における討議資料として、O.E.C.D事務局が作成したものである。

2 現行の国際方式は十年以上も前に作成されたが、以来国民所得勘定の分野においてはかなりの発展があり、また、国民所得勘定のデータが適応しうる統計目的から拡張されてきた。国連によって着手され、ヨーロッパ統計家会議がプログラムを開始した再検討および改訂の作業は、発展水準や経済構造の一様でないいろいろな国々の要求に応ずるよう配慮されている。

ヨーロッパ統計家会議は、1963年の総会において現行方式をより発展させようとする方向について加盟各政府の意見を要請することとした。SNAの発展のための諸方策を提示しているO.E.C.D加盟国の回答もO.E.C.D事務局にとって入手された。本文書を作成するさい、これらの国々の意見は主要な発展方策のための貴重な手引となった。しかしながら本文書はO.E.C.D加盟国の一致した意見を示そうとするものではなく、事務局によって作成され、事務局の責任において提出されるものである。しかしながら本文書は大部分がO.E.C.D加盟国である、かなり発達した市場経済型の国々の要求を統計の入手可能性を反映させよう意図している。

3 本文書はそのような国々のための勘定方式の構造や主要な枠組について特に記述している。新方式の系統的開拓と作成を確保する最良の方法はまず基礎的な勘定構造や部門分類に関する問題に

集中することによって始まると考えられる。現行方式における多くの詳細な定義や分類の問題については明瞭に検討されねばならないし、さらに現行方式に対して提案された拡張については詳しい概念上の問題や分類基準に対するいっそうの考慮を必要とする。これらの問題は討論の過程で充分研究されねばならないが、しかしこの段階においてこれらすべての問題を扱おうとするのは時期尚早であろう。

4 本文書に提案されている基礎的方式を定式化するさい、その目的とするのは、ある意味では基礎理論的な枠組として作用するところの構造や枠組を準備することである。

この枠組は統計の入手可能性の問題をあまり考へることなく構想されたものであるが、しかし、要求される統計資料は多くの加盟国の可能性を超えるものではない。この方式は国際報告のための標準的枠組を提供する。同時に将来統計の発展が目指す方向での一般的枠組をつくりだすという二重の目的をもつものと考えられる。

5 本文書は第一にこの基礎となる理論的な勘定の枠組に対する要求を考察し(D節)次に、標準勘定方式に対して要求される統合(consolidation)や集計(aggregation)の程度について提示している(F節)。

6 前述のように、現段階における目的は若干制限されており、この報告は決定的提案というよりもむしろこれについて今後の研究が続けられるべき中間報告とみなすべきである。実際のところ、数々の命題について問題が明らかにされてきたが、現段階ではいず

れをとるかを示そうとはせず、選択的な処理方法が示されている。

9 改訂の範囲や方向に関して出来るだけ変更を制限しようとする  
ような気持が介入することがあってはならないが、われわれが改  
訂の審議にのりだしたさいの要は全体として現行方式の果して  
いる役割は満足すべきものであり、かつ、拡張のための有益な  
基礎が用意されているということであった。本文書の提案の目的  
は部門分類を再検討することであり、それによって経済分析や国  
際比較の必要性により適切に答えることであり、さらに勘定方式  
を拡張して金融勘定をより明示的に導入することであり、そして  
また投入産出分析および国際収支表の資料とのより系統的かつ詳  
細な関連を用意することである。

#### B 本文書の構成(省)

#### C 経済の部門分類

9 現行の国際方式では種々の取引者は「企業」「家計および民間  
非営利機関」「一般政府」の3つの国内部門に分類されている。

現行のある表(たとえばS.N.A.Ⅲ表およびⅣ表、標準方式Ⅳ表)  
においては企業部門はさらに民間法人、民間非法人企業、公共法  
人、公共非法人企業に細分されている。

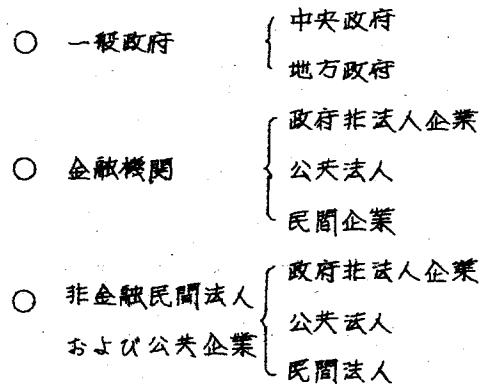
10 本書の後節で述べられている拡張方式では、部門の数は、金融  
機関部門を分離導入することにより、また、民間非法人企業およ  
びその他の企業の分離をおこなうことにより、さらにまた、すべ  
ての非営利機関を部門化することにより増加している。すなわち

(64)

下記のとおり6個の国内部門がしめされている。

- 1 一般政府
  - 2 金融機関
  - 3 非金融民間法人および公営企業(公営法人および公営非法人  
企業)
  - 4 非金融民間非法人企業(業務面のみ)
  - 5 家計
  - 6 民間非営利機関(家計にむしくは企業にサービスを提供する  
両者とも)
- 11 「金融資産及負債の統計作業委員会」によって提唱されたミニ  
マム・リスト(ヨーロッパ統計家会議//65, 14段落)では、ここ  
にしめされた6つの国内部門と比較して11の国内部門を包含し  
ている。一般勘定方式の目的からしてあまりに多くの部門を有す  
ることが必要とは考えられない。のみならずミニマム・リストの  
部門はここに示された6つの部門に集約でき、また、換言すれば、  
それらは6つの部門の一層の細分と考えてもよい。
- ここに提案されている民間非法人企業の取扱はミニマム・リス  
トのAをとるかBをとるかということは相違するが、どちらの取  
扱に対しても必要な情報を提供出来よう。しかしながら、本文書  
に提案された民間非営利機関の取扱は「作業委員会」のミニマム・  
リストにおける取扱とは異なる。
- 12 また、公営部門統計の作業委員会による提案の様にそつた公営  
企業と民間企業間の区別も重要であろう。(ヨーロッパ統計家会  
議、WG/20/3 26段落)。そのような目的のためには提案され

た3つの部門は次のように細分されねばならぬだろう。



だが一般勘定方式の目的のためにこの細部門分類を導入することは必要と考えられない。どのようなことがあろうと、これら三部門の細部門は原則的に主要部門に対して後に提案されるものと同じ勘定をもつであろう。しかしながら、これらの各細部門の財産は、特別の意味を持つであろうし、補助表に含わることができよう。

13 区分された一つの部門が「金融機関」のために提案されている。この部門は現行方式では企業が一般政府のいずれかに含まれる機関からなっている。また、この部門は現行方式では家計部門に包含される年金基金のすべてを含んでいる。

金融資産貯蓄統計作業委員会は年金基金や保険会社は金融機関の一部分とするよう勧告している。また、この部門は金融法人および金融非法人企業の業務面の双方を含んでいる。

14 現行国際方式は法人と非法人企業を区分している。しかしながらこの境界は明確でない。合資会社や協同組合は明確に法人グル

ープに含まれる。しかしながら、国によってはいろいろの形の協同組合などを異った取扱いとすることが考えられる。いくつかの明確化が分類の基準として要望されている。また経済分析のための最適な二分法は法人と非法人企業であるか否かした問題となるであろう。(例、大企業と小企業の区別、または国内所有企業と国外所有企業という区分けがより適切かも知れない。)

15 部門分類を確立する場合の最も困難な問題の一つは、「民間非法人企業の取扱いである。民間非法人企業の業務面と経営者の家計が一つの意志決定単位であることが主張されるかも知れない。しかも、この決定単位の生産、消費、投資、その他の活動は制度的分類においては区分すべきでないと主張されるかも知れない。これは、経営者1人の非法人企業にのみあてはまるのかかも知れない。しかし、それは幾人かの共同経営者のいる非法人企業にとつては、そう明確でない。共同経営者は原則的には金融資産および負債を企業のものとそれぞれの経営者へ所属するものに区分しなければならない。

国によっては経営者1人の非法人企業といえども税の申告において企業の所得と経営者のその他の所得とを分離しなければならないところがある。

16 金融資産貯蓄の統計作業委員会によって採用されたミニマム・リストは、これら非法人企業の金融および資本取引の取扱いのための二案の選択を提案している。しかしながら、(a) この場合最も分析しやすくするのには、むしろ家計のみを包含する部門をもつべきであるとする立場から、また(b) 非法人企業の経済的

行動は通常法人企業と異なるので、ここでは民間非法人企業の「事業部分」のために独立の部門が導入されるべきこと、しかしこれら企業の収支計画は収支部門に残されるべきことが提案される。たとえ、この処置を導入する理由ならびに、それを実施する統計的可能性に疑問があるとしても、そのような区分を導入することは民間非法人企業の活動の勘定上の意味を完全に説明するための有益な方法であった。後段で説明されるように（ユク段落）この提案は、企業部分に対してだけ、生産勘定が設けられ、これに反して、事業部分と収支の両者は、処分、資本調整および金融取引の譲勘定をもつ——すべての資本形成は、事業部分の資本調整勘定に示される——ということを含んでいる。

17 現行方式においては、公共企業は、公共法人と公共非法人企業（政府企業）に区分されている。後者の補助部門は金融的に一般政府と統合され、また、運転資金は別として自己の積立金を有しないすべての公共企業を含めるよう定義されている。

この基準は活動についての記述によるリストとともに現行方式において、政府企業を一般政府から区分する根拠を与えていた。これまでの経験では加盟国間において、一般政府と政府企業の区分についてはかなりの相違がみられるが、制度的分類においてはこのような区分が必要であると考えられる。政府企業と公共法人の区分は国際比較に対してほど適切であるとは考えられず、ここに提案された勘定方式ではおこなわれていない。公共部門統計作業委員会は金融的に統合される政府企業の資本取引を記録する二つの異なった方法を述べている（ヨーロッパ統計家会議、  
608）

WG/20/3 や々段落）。

作業委員会が暫定的に採用した二番目の方法によれば金融的に統合される企業の資本形成は一般政府（資産）および公共法人（負債）の金融取引勘定において「所有権の取得」として表示されるべきであり、公共企業部門における資本形成として表示されるべきである。この取扱いは本文書における提案と一致している。

18 各国の回答によれば、いくつかの国々は、収支にサービスする民間非営利機関は勘定において収支から分離すべきであると提案している。華東民間消費支出統計作業委員会は収支消費と収支にサービスする非営利機関の消費の区別を提案している。かかる分離によると収支部門にはより均質な内容が与えられることになる。これに似た正当化は企業とそれらにサービスする非営利期間を分離することにあてはまるようである。従って、本文書では非営利機関のための独立部門が区分され、そして、それは収支または、企業にサービスするすべての民間非営利機関を含むものとなるよう提案されている。

#### D 基本的勘定

19 現行方式は経済活動を、生産、消費、資本形式という三つの主要な型態に区分している。これらの活動のそれぞれに対応して、それぞれの部門について、三つの基本的勘定が設置される。  
すなわち、生産勘定、処分勘定、資本調整または取引勘定である。加うるに、四番目の勘定、対外勘定が各部門に対して設置され、この中には各部門の対外取引、すなわち他のすべての部門と

の取引が記入される。現在提案されている基本的勘定におけるただ1つの特徴は独立した金融取引勘定の導入である。各部門に対し設置される基本的勘定は次の通りである。

#### 生産勘定

#### 処分勘定

#### 資本調整勘定

#### 金融取引勘定

#### 対外勘定

### 20 生産勘定

現行方式ではこの勘定は貸方に売上高、在庫増加、補助金を表示している。

借方には、購入原料、直接税、固定資本減耗引当が表示されている。借方の残った項目はこの部門の生産活動からの所得を表わしている。この所得の中には雇用者報酬と、営業剰余が含まれている。後者には利子、純費資料、及び営業利益を含んでいる。生産勘定は投入産出表の結論であると考えられるので、雇用者報酬および営業剰余は生産勘定に区分して特記するよう提案されている。

これら二つの項目の最初の項目は家計の処分勘定に振替えられ、これに対して、二番目の項目は、その部門の処分勘定に振替えられる。

もちろん、最初の勘定を生産活動からの二つの部門の所得とバランスさせ、その所得を次の二番目の勘定に振替えることによって、生産勘定を、二つの勘定に区分することは可能である。二番目の

勘定において、所得は雇用者報酬と営業剰余に分けられる。このような区分によって主要な集計値のいくつかを、例えば要素費用表示の国内総生産を、直接勘定から引き出すことが可能となるであろう。しかしながら、基本的勘定の数を制限すること、および最も重要な集計値を引き出すには、むしろ付属表を使うべきであると考えられる。

### 21 処分勘定

この勘定は上述の雇用者報酬の取扱を除いて、現行方式同様に取引を含むことが提案されている。この勘定の残差項目は、その部門の財産である。国によっては「可処分所得」を勘定の中に表示したい。基本的集計値と考えており、そしてこのことは処分勘定を二つの勘定に分解することによって達せられよう。

かような区分は付属表に入れるべきである。

### 22 資本調整勘定

現行方式ではこの勘定は貸方に固定資本減耗引当、資本移転および他部門からの借入を表示している。借方にはこの勘定はその部門の資本形成を資本移転および他部門への貸付と一緒に表示している。拡張方式では、部門の金融取引勘定を分離するために、また他の「純貸出」への項目を表示するために、資本調整勘定を二つの勘定に分割することが提案されている。第一の勘定は、基本的資本調整勘定とよばれ、純貸出によってバランスが保たれる。（この項目に対するよりよい用語は、純金融資産の純取得であろう。）

### 23 残差項目たる純金融資産の純取得は、金融資産および負債の種

種の取引とともに基本的「金融取引勘定」に表示される。金融資産および負債の十分な分類を考えることや、各種の金融取引が、クロス、あるいはネットのいずれによって記録されるべきかについては考察することは現段階では適当とは考えられない。これらの問題に関するいくつかの勧告は金融資産及負債の統計作業委員会の報告でおこなわれている。

24 この方式はまた、純金融資産の残高勘定を含む、各種の金融資産負債の残高勘定を包含するよう拡張されうる。この方式をさらに愈々なものに仕上げるということは、各種形態の実物資産に対する残高勘定を包含し、そして、その結果として、純金融資産の残高勘定が、その部門の純資本残高勘定に拡大されることを意味するであろう。

#### 25 対外勘定

現行方式においては、この勘定はその部門の他の勘定の一つだけに表示される。すべての取引を包含する。拡大方式においてもこの勘定を持続するよう提案されている。資本調整勘定における資本形成および純貸出（貸出マイナス借入）の両者の項目は対外勘定にそれらの対応計上項目をもつといふことが現行方式では暗示されているようである。もし方式を各部門の金融取引勘定のみについて拡張するならば、下記の箇記上の取引が生ずる。資本調整勘定（純貸出）における残差は金融取引勘定に振替られ、この勘定のそれぞれの取引は対外勘定に対応計上項目をもつ。その結果対外勘定はバランスする。しかしながらもし残高勘定が導入されるならば、資本形成の合計額と資本調整勘定における純貸付は

純資本の残高勘定上に対応計上項目を持つだろう。さらに、資本形成は対外勘定における対応計上項目をもつとともに実物資産の残高勘定に表示されるであろう。それぞれの金融取引は金融取引勘定における対応計上項目をもつとともにそれぞれの資産負債の残高勘定に表示されるであろう。この勘定における残差項目は対外勘定に振替えられ、同勘定はそれによって、バランスすることになる。

#### E 種々の取引の取扱い

前節においてはかなりの程度まで勘定方式の性格を決定するところのいくつかの取引について論議することが必要であった。本節ではさらにいくつかの取引を考察する。

#### 非法人企業の取引

27 現行方式においては民間非法人企業の営業剰余は家計の処分勘定に振替られ、これら企業の資本形成は家計部門から（統合）国内資本形成勘定への資本移転によって金融される。本文書の16段落において、非法人企業を分割して、その事業部分を一つの単独の部門とし、また経営者の家計を他のすべての家計とともにもう一つの部門とすることが提案されている。これら二つの部門はそれぞれ処分勘定、資本調整勘定、金融取引勘定を有することになる。非法人企業の事業部分の処分勘定は純営業剰余、直接税、経常的移転、利子および保険取引を包含することになる（もし、これらの取引が、同企業の事業部分と家計部分に分離されるならば）。残差は企業所有（家計部門）へ移転される春の利润と事業部分の純貯蓄に分離されるであろう。

28. 民間非法人企業の資本調整勘定は貸方に、純貯蓄、固定資本減耗引当、および資本移転の受取を記録し、借方に固定資本形成、資本移転の支払純貸出、残差項目（純金融資産の純取得）を記録するであろう。

この純貸出は金融取引勘定に振替えられるが、この勘定はまたこれら企業の事業部分に帰属する金融資産取得および負債増加を示すことになる。これらの負債の中には家計からの帰属的フローもある。（所有権の純取得）もう一つの処置はこのフローを資本調整勘定において家計からの資本移転として記録することであろう。この帰属的フローの大きさ（および方向）は処分勘定の残差項目が利益の移転と純貯蓄に分けられる方法とそしてまた、金融資産および負債が事業部分と家計に割振られる方法に依存している。

29. 金融機関部門には非法人企業が含まれるから、この部門の処分勘定には家計および一般政府へ移転される利潤の項目が含まれなければならない。同様にして、非金融法人部門その他の場合には、また政府非法人企業が含まれるから、この部門の処分勘定にはまた一般政府へ移転される利潤項目が含まれなければならない。

#### 経常的移転と資本的移転

30. 多くの国々は現行方式における経常的移転と資本的移転の区分を廃止するよう要望を述べている。しかしながら他の国々はこの区分は有益であると考えている。また、例えば、相続税の支払が家計部門からの資本移転として、しかし受取る政府側からは経常移転として記録されるような、異った勘定における併行的記録を

持続する必要はないとの見解を述べられている。妥協的解決としては、このような区分をおこなえる国々については、経常的移転と資本的移転の区分を残すが、処分勘定では経常的、資本的移転の両者を一本化することであろう。この解決はもちろん可処分所得と貯蓄の定義に影響をおよぼすことになる。

#### 銀行の取扱い

31. 銀行業の現在の取扱いについては再検討されるべきであるとの提案がある。

国内総生産（雇用者報酬、利潤、純収支料および固定資本の減耗引当）に対する銀行の寄与に関する現在の計算値は、銀行部門の生産において年々かなりの変動を生ぜしめるか、あるいはマイナスの生産にすらなるかもしれないと指摘されている。

例えば、マイナスの生産は、銀行が特定の政府関係金融機関の場合のように政府から補助金を受取り、利子の不足を賄はう場合におこる。

さらに、年々の変化は外債からの所得の変動による場合があり、そして現在の帰属の体系をとることによって、かかる変動が他の国内産業の生産に影響することは現実的ではないように思われる。従って、ある国は銀行サービスを政府サービスに類似するものとして取扱うよう すなわち、銀行部門の生産を銀行雇用者の報酬として推計するように提案している。もちろん、この取扱いは銀行雇用者の報酬プラス物的投入に対する支出から、実際の銀行の手数料を控除した差額に等しい所得（銀行手数料）を銀行に対して帰属させることをお必要としている。

さらに、金融機関に対して処分勘定が導入される場合には、銀行によって受取られ、また、支払われる利子と配当とはともにこの勘定に示されることとなる。

処分勘定はまた預金者に対する帰属利子支払（生産勘定における帰属銀行手数料に等しい）を示すこととなる。

32 さらに困難な事は、ある国が指摘しているように、銀行の帰属手数料を産業別に配分する問題である。また、投入産出表においてこれらの帰属支払を投入して取扱うのは非現実的であるとも感じられている。

これらの問題に対する可能な解決は帰属手数料を銀行部門内の消費として取扱うこと、すなわち付加価値プラス投入マイナス実際の銀行手数料をもって、銀行における消費のために引渡されたサービスと考えることであろう。この消費（処分勘定における）は支払われた利子等を超過する受取られた利子等の余剰によって賄われることとなる。この解決をとるならば、帰属計算を行なうこととはやはり必要ではあるが、しかし帰属計算は銀行部門に制限される。

33 さらに簡素化するためには、実際の銀行手数料を利子支払と同様のものとみなすことであろう。このように取扱うことによって国際比較の可能性は更に増大するであろう。その際、実際の手数料は処分勘定に示され、それらを投入産出表において産業別に配分することは不要となる。この解決策によると、さきのパラグラフで示唆された銀行の消費項目を増加させることとなる。

### 保険の取扱い

34 さきの段落で銀行の取扱に関して述べられたものの大部分は、保険の取扱いに対してもまた適用される。

非生命保険料と保険金は拡張方式の処分勘定においては総額（グロス）で示されるべきである。

現行方式におけるように、生産勘定にもまた帰属手数料がある場合には、見合項目（銀行の場合における帰属利子と同様の）が全部門の処分勘定に示されねばならない。それは、消費に対する項目として金融企業の処分勘定に計上されるならば、さらに現実的なものとなる。

この消費は、保険金と利子の支払額を超過する保険料と利子の受取額の余剰によって賄われることとなる。

35 生命保険会社については、留保と保険契約者の貯蓄とする通常の取扱いが、依然として続行されてよいであろう。その場合留保の増加は、したがって、金融取引勘定に示されなければならない。

もう一つの方法としては、保険料（マイナス帰属手数料）と保険金を金融取引勘定に総額（グロス）で掲げ、その帰属手数料を非生命保険についての場合と同様に取扱うこともできる。

さらに問題にすべき点は、留保額に対する利子を保険料の増加額に対応した保険会社から家計への利子として、現行どおり帰属計算を続けるべきか否かということである。

36 年金基金は保険会社に含まれるべきことが提案されている。

年金基金の場合には、基金へのおよび基金からの支払額を金融

取引としてよりも移転（トランクファーマ）とみなし、したがって「留保」を年金基金の貯蓄とする方がより妥当であろう。

#### F 標準勘定の構造

37 6つの国内部門によって構成され、各々が3つの基本的勘定を持つ基本的勘定構造によって、拡張方式の基礎的概念的枠組が与えられている。しかしながら実際には、これらすべての勘定をこの方式のなかに明示的に導入する必要はない。

下記ではその基礎的理論的方法がどのように凝結されて標準勘定の構造を形づくるかを説明する。標準勘定の詳細は付表に示されている。

38 原則として基本方式は各部門について生産勘定を有する。

生産勘定の機能的分類は国際比較にとって興味あるものに対し、制度的分類はそれほどでない。それ故、標準勘定ではただ一つの統合生産勘定が提案されている（現行国連方式の場合同様）。この勘定はまた基本方式のどの生産勘定とも通らずに直接に最終需要へゆく財貨と非要素サービスの輸入を含むべきである。統合生産勘定は投入産出表との接合の環と見なすべきである。そういう理由で勘定の専方には国内総生産の様々な支出項目を表示すべきである。部分的には同様な理由で統合生産勘定の専方には直接税、補助金（控除）、雇用者報酬、固定資本減耗引当、およびそれぞれの部門の純営業剰余を表示すべきである。

この勘定の専方の項目は（固定資本減耗引当を除いて）それぞれの部門の処分勘定において対応計上項目を有するだろう。提案

されている取扱いは三つの例外を除けば現行方式と同じである。

第1に、現行方式の国内生産勘定と国民所得勘定は合併される。

第2に、この勘定の専方には現行方式における要素所得と移転支払のやや奇妙な混在のかわりに、各種形態の要素が配列される。

第3には海外からの純所得はこの勘定に示されない。

39 また現行方式の場合のように対外勘定を一つの対外取引（海外勘定）に統合するよう提案されている。対外取引に対するこの勘定は国際収支統計との接合を形成する。国内部門の対外勘定では経常的、資本的および金融的項目の区分をしていない。しかし、経済の諸部門に対するものと類似したこの種の区別が統合対外取引においては行なわれている。

40 現行方式では家計、一般政府には経常（処分）勘定があるが、企業にはない。拡張方式では各部門に対して処分勘定が提案されている。

41 現行国連方式では家計と一般政府に対する資本調整勘定および統合国内資本形成勘定を有する。拡張方式では6つの部門のそれぞれに対して資本調整勘定および金融取引勘定をもつよう提案されている。金融取引勘定と、そして終局的には残高勘定が金融統計との接合を形成する。

#### G 基本的集計値

42 いくつかの国の意見では、現在の国民所得勘定方式には集計値の概念が多すぎると述べている。市場価格、要素費用の双方の表示による、またグロスおよびネットの表示による国内と国民の集

計値がある。

国内および国民についての現在の概念区分はこれまで、いくつ  
かの議論をまきおこしてきた。これら2つの概念の相違すなわち、  
海外からの純要素所得——については、居住者と非居住者の状  
態がどのようにして定義されるかということと、またどのクロー  
が要素所得の受払を構成するかという両者の観点から問題とされ  
ている。

（a）現行方式において個人が居住者とされ、あるいは非居住とされ  
る限度は「海外滞在の期間および経済活動の海外集中度によつて  
いる」。居住期間および海外活動に関する明確な勧告がないため、  
そして、恣意的になってしまふためヨーロッパ諸国ではかなり様  
々な取扱がなされてしまう。

可能な解決は当該国で一定期間（3までは6ヶ月）以上働くす  
べての個人をその国の居住者として取扱うことであろう。

国の公的代表者は彼らが滞在する国よりもむしろその本國の正  
規の居住者みなすといふ現行方式を踏襲したい。

（b）海外からの要素所得は海外からの賃金および海外からの利子、  
配当受取からなる。いくつかの国では利子・配当受取は要素所得  
よりむしろ移転とみなすべきと考えられている。この見方では利  
子および配当は経常移転とは異なる取引であるが、それらは国民所  
得より重要な集計値とみなされる「可処分所得」に対して同様な  
効果をもつと考えられる。

#### 付、標準勘定の構造

各勘定項目を指定するために下記の記号が用いられている。

最初の数字は部門をしめす、二番目の数字は勘定をしめす、取  
引はアルファベットで示される。すなわち、1, 2, Aは第1  
部門（一般政府）第2勘定（処分勘定）A取引（支払利子）を意  
味する。

各種勘定において、特定の取引には同じアルファベットの表示  
が与えられている。たとえば処分勘定を通じての文字は他部門  
へ支払われる経常的移転をしめすために用いられる。対応計上は  
括弧で示されるが、その場合いくつかの部門に対応計上に見出さ  
れる場合には、これはXの文字によってしめされる。

### 1. 統合生産勘定

0.1a 固定資本減耗引当 (X.3f)	0.1K 一般政府の消費 (1.2g)
0.1b 雇用者報酬 (5.2j)  (7.2j)	0.1L 金融機関の消費 (2.2g)
0.1c 一般政府の純営業剰余 1) (1.2k)	0.1M 家計消費 (5.2g)
0.1d 金融機関の純営業剰余 (2.2k)	0.1N 民間非営利機関の消費 (6.2g)
0.1e 非金融公共企業の 純営業剰余 (3.2k)	0.1O 一般政府の総固定 資本形成 (1.3C)
0.1f 非金融民間法人の 純営業剰余 (3.2k)	0.1P 企業その他の総固 定資本形成 2) (X.3C)
0.1g 非金融民間個人企 業の純営業剰余 (2.2k)	0.1Q 在庫品増加 (X.3d)
0.1h 民間非営利機関の 純営業剰余 1) (6.2k)  要素費用表示の國 内総生産	0.1R 財貨および非要素サ ービスの輸出 (7.1a)
0.1i 間接税 (1.2g)	0.1S (控除)財貨および非要 素サービスの輸入 (7.1a)
0.1j (控除)補助金 (1.2c)	
市場価格表示の国内総生産	市場価格表示の国内総支出

1) 資本の純帰属賃貸料に該当する。

2) 金融機関および民間非営利機関を含む。

### 第1部門一般政府

1.2a 利子支払 (X.2m)	1.2K 純営業剰余 1) (0.1C)
1.2b 保険料支払 (X.2n)	1.2L 非法人企業の利潤移転 (2.2h) (3.2h)
1.2e 補助金支払 (0.1j)	1.2m 利子および配当受取 (X.2d)
1.2f 他部門への経常的移転 (X.2t)	1.2o 保険金受取 (X.2c)
1.2g 消費支出 (0.1K)	1.2p 直接税受取 (X.2d)
1.2k 貯蓄 (1.3g)	1.2q 間接税受取 (0.1i)
	1.2r 他部門からの経常的移転 (X.2t)

### 3. 資本調整勘定

1.3b 他部門への資本的移転 (X.3h)	1.3f 固定資本減耗引当 (0.1a)
1.3c 総固定資本形成 (0.1b)	1.3g 貯蓄 (1.2d)
1.3d 在庫品増加 (0.1g)	1.3h 他部門からの資本 的移転 (X.3b)
1.3e 純金融資産の純取得 (1.4c)	

### 4. 金融取引勘定

1.4a 種々の金融資産の純取得	1.4b 種々の量債の純増加
	1.4c 純金融資産の純取得 (1.3e)

1) 資産の帰属賃貸料に該当する。

第2部門 金融機関

2. 処分勘定

2.2a 利子および配当支払 (X.2m)	2.2K 純営業剰余 (0.1d)
2.2b 保険料支払 (X.2n)	2.2m 利子および配当受取 (X.2a)
2.2c 保険金支払 (X.2o)	2.2n 保険料受取 (X.2b)
2.2d 直接税支払 (1.2p)	2.2o 保険金受取 (X.2c)
2.2f 他部門への経常的移転 (X.2f)	2.2y 他部門からの経常移転 (X.2f)
2.2g 消費支出 (0.1e)	
2.2h 非法人企業の利潤移転 (1.2e) (S.2e)	
2.2i 貯蓄 (2.3g)	

3. 資本調整勘定

2.3b 他の部門への資本移管 (X.3a)	2.3f 固定資本減耗引当 (0.1a)
2.3c 総固定資本形成 (0.1p)	2.3g 貯蓄 (2.2i)
2.3d 在庫増加 (0.1g)	2.3h 他部門からの資本的移転 (X.3b)
2.3e 純金融資産の純取得 (2.4c)	

4. 金融取引勘定

2.4a 種々の資産の純取得	2.4b 種々の負債の純増加
	2.4c 純金融資産の純取得 (2.3e)

第3部門 非金融民間法人および公共企業

2. 処分勘定

3.2a 利子および配当支払 (X.2m)	3.2K 純営業剰余 (0.1e) (0.1f)
3.2b 保険料支払 (X.2n)	3.2m 利子および配当受取 (X.2a)
3.2d 直接税支払 (1.2p)	3.2o 保険金受取 (X.2c)
3.2f 他部門への経常的移転 (X.2f)	3.2y 他部門からの経常的移転 (X.2f)
3.2g 非法人政府企業の利潤移転 (1.2l)	
3.2i 貯蓄 (3.2g)	

3. 資本調整勘定

3.3b 他の部門への資本的移転 (X.3h)	3.3f 固定資本減耗引当 (0.1a)
3.3c 総固定資本形成 (0.1p)	3.3g 貯蓄 (3.2i)
3.3d 在庫増加 (0.1g)	3.3h 他部門からの資本的移転 (X.3b)
3.3e 純金融資産の純取得 (3.4c)	

4. 金融取引勘定

3.4a 種々の資産の純取得	3.4b 種々の負債の純増加
	3.4c 純金融資産の純取得 (3.3e)

第4部門非金融民間非法人企業

2. 処分勘定

4.2a 利子支払 (X.2m)	4.2k 純営業剰余 (0.1g)
4.2b 保険料支払 (X.2n)	4.2m 利子および配当受取 (X.2a)
4.2d 直接税支払 (1.2P)	4.2o 保険金受取 (X.2c)
4.2f 他部門への経常的移転 (X.2r)	4.2r 他部門からの経常的移転 (X.2f)
4.2g 非法人企業の利潤移転 (5.2l)	
4.2i 貯蓄 (4.3g)	

3. 資本調整勘定

4.3b 他部門への資本的移転 (X.3a)	4.3f 固定資本減耗引当 (0.1a)
4.3c 総固定資本形成 (0.1P)	4.3g 貯蓄 (4.2i)
4.3d 在庫品増加 (0.1g)	4.3h 他部門からの資本的移転 (X.3b)
4.3e 純金融資産の純取得 (4.4c)	

4. 金融取引勘定

4.4a 種々の金融資産の純取得	4.4b 種々の負債の純増加
	4.4c 純金融資産の純取得 (4.3e)

第5部門家計

2. 処分勘定

5.2a 利子支払 (X.2m)	5.2j 雇用者報酬 (0.1b) (7.1b)
5.2b 保険料支払 (X.2n)	5.2l 民間非法人企業の利潤移転 (2.2a) (4.2a)
5.2d 直接税支払 (1.2P)	5.2m 利子および配当受取 (X.2a)
5.2f 他部門への経常的移転 (X.2r)	5.2o 保険金受取 (X.2c)
5.2g 消費支出 (0.1m)	5.2r 他部門からの経常的移転 (X.2f)
5.2i 貯蓄 (5.3g)	

3. 資本調整勘定

5.3b 他部門への資本的移転 (X.3a)	5.3g 貯蓄 (5.2i)
5.3c 純金融資産の純取得 (5.4c)	5.3h 他部門からの資本的移転 (X.3b)

4. 金融取引勘定

5.4a 種々の金融資産の純取得	5.4b 種々の負債の純増加
	5.4c 純金融資産の純取得 (5.3e)

第6部門 民間非常利機関

2. 处分勘定

6.2a 利子支払 (X.2m)	6.2k 純営業剰余) (0.1n)
6.2b 保険料支払 (X.2n)	6.2m 利子および配当受取 (X.2a)
6.2d 直接税支払 (1.2P)	6.2o 保険金受取 (X.2c)
6.2f 他部門への経常的移転 (X.2t)	6.2r 他部門からの経常的移転 (X.2f)
6.2g 消費支出 (0.1n)	
6.2i 貯蓄 (6.3g)	

3. 資本調整勘定

6.3b 他部門への資本的移転 (X.3h)	6.3f 固定資本減耗引当 (0.1a)
6.3c 積立資本形成 (0.1P)	6.3g 貯蓄 (6.2i)
6.3d 在庫品増加 (0.1g)	6.3h 他部門からの資本的移転 (X.3b)
6.3e 純金融資産の純取得 (6.4c)	

4. 金融取引勘定

6.4a 種々の金融資産の純取得	6.4b 種々の資産の純増加
	6.4c 純金融資産の純取得 (6.3e)

1) 資産の純帰属賃料に相当する。

第7部門 対外取引(海外勘定)

1+2. 経常勘定

7.1a 財産および非要素サービスの輸入 (0.1s)	7.1a 財産および非要素サービスの輸入 (0.1s)
7.1b 海外からの雇用者報酬 (5.2g)	7.2f 海外への雇用者報酬 (0.1b)
7.2a 海外からの利子および配当 (X.2m)	7.2m 海外への利子および配当 (X.2a)
7.2c 海外からの純保険金 (X.2o)	7.2n 海外への純保険料 (X.2b)
7.2f 海外からの経常的移転 (X.2t)	7.2r 海外への経常的移転 (X.2f)
	7.2s 経常勘定における国民の剰余 (7.3a)

3. 資本調整勘定

7.3a 経常勘定における国民の剰余 (7.2s)	7.3a 海外への資本的移転 (1.3b)
7.3b 海外からの資本的移転 (X.3h)	7.3c 純海外資産の純取得 (7.4b)

4. 金融取引勘定

7.4a 種々の海外負債の純増加	7.4c 種々の海外資産の純取得
7.4b 純海外資産の純取得 (5.3c)	